

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

①いじめの訴え、情報、兆候の察知

ささいな言動であっても「いじめではないだろうか」という危機意識をもって観察したり、聴いたりする。

②管理職等への報告と対応方針の決定

◇いじめではないかと疑われる事実を速やかに学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告して、関係職員で情報を共有し、校長の指示の下、対応方針を決定し、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

③事実関係の丁寧で確実な把握

◇複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聴き取る。

◇いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

◇5W1Hが時系列になるように、複数の職員で同時に確認し、確実に記録をとる。

◇事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

④いじめを受けた生徒のケア

◇いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、不安を払拭できるよう親身になって懇談を行う。

◇心の傷をいやすために、必要に応じてスクールカウンセラーや相談機関等と連携をとる。

⑤いじめた側の生徒への指導

◇いじめた生徒に対して毅然とした態度で指導にあたるとともに、自己を見つめさせ、反省と謝罪を促す。

◇「いじめは絶対に許されない」ということを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

◇いじめた相手への謝罪の仕方を一緒に考える。

◇今後、気を付けることや頑張ることを自己決定させ、生徒に寄り添って見届ける。

⑥保護者への報告と指導についての協力依頼

◇いじめを受けた生徒の保護者には、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。保護者の思いを十分に聴くとともに、生徒が不安なく学校生活を送るために学校と家庭ができることを一緒に考え、協力して見守ることを保護者と確認する。

◇いじめた側の生徒の保護者には、いじめをしてしまった背景についても十分に踏まえた上で、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。二度といじめをしないために何をやる必要があるかを一緒に考える。いじめを受けた生徒とその保護者への謝罪を促す。生徒が二度といじめをしないように学校と家庭ができることを一緒に考え、協力して見守ることを保護者に確認する。

⑦関係機関との連携

◇いじめに関する事実が認められた場合、事実関係、指導経過、指導結果等を教育委員会に報告し、必要に応じて指導や助言を受ける。

◇いじめの内容が「犯罪行為」として取り扱われるものであると認めるときは警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署へ通報する。

⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

◇いじめを受けた生徒に対しては、保護者と定期的に連絡をとり、連携して生徒を見守る。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

【重大事態の定義】

◇生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（生徒が自殺を企図した場合等）

◇生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき（年間30日程度）

◇生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあり、学校がそう認識したとき